

平成27年9月定例会会議録

平成27年豊郷町議会9月定例会は、平成27年9月4日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	高 橋 彰
2 番	前 田 広 幸
3 番	西 山 勝
4 番	北 川 和 利
5 番	西 澤 博 一
6 番	鈴 木 勉 市
7 番	西 澤 清 正
8 番	西 村 雄 三
9 番	佐々木 康 雄
10 番	河 合 勇
11 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長（上下水道担当）	藤 野 弥

産業振興課長	土田祐司
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長	浅居浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	角田清武
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 議第52号 | 平成26年度財政健全化判断比率について |
| 議第53号 | 平成26年度公営企業会計に係る資金不足比率について |
| 議第54号 | 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第55号 | 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第56号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 議第57号 | 町道路線の認定について |
| 議第58号 | 豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 議第59号 | 平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第3号） |
| 議第60号 | 平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第61号 | 平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第62号 | 平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第63号 | 平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議第64号 | 平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第65号 | 平成26年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議第66号 | 平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議第67号 | 平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議第68号 | 平成26年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議第69号 | 平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議第70号 | 平成26年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 請願第 3 号 国に対し「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出を求
める請願書
- 発委第 2 号 豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案

佐々木議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、平成27年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を順守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、高橋彰議員、2番、前田広幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの26日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より29日までの26日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法の規定により、平成27年5月から6月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。

議長公務としての報告事項並びに一部事務組合議会の結果報告が提出されていますので、お手元に配付しているのとおりです。ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会研修報告を行います。

文教民生常任委員会、総務産業建設常任委員会、議会広報常任委員会の報告

を順次願います。

今村恵美子文教民生常任委員会委員長、報告を願います。

今村文教民生

常任委員長 議長。

佐々木議長 今村恵美子文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会研修報告をいたします。

去る平成27年7月23日、24日に実施いたしました、総務産業建設、文教民生常任委員会合同議員視察研修のうち、23日の新潟県三条市での文教民生常任委員会所管研修であるスマートウェルネス三条と子ども・若者総合サポートシステムについて報告をいたします。

まず、三条市の概要は、平成の合併を経て、面積432平方キロメートル、人口約10万人の市です。主な産業は、ものづくりの町として包丁、大工工具、金属加工、冷暖房機器の製造業や観光、農業です。しかし、今後、三条市総人口は推計で年間1,000人程度減り続け、16年後には現在の4分の3になる試算です。また、高齢化率も10年後には34.5%の試算を出しています。このことを受け、少子高齢化、人口減少社会という現状を悲観的に捉えるのではなく、高齢者の皆さんが明るく元気に社会の中で活躍していただく、また、子供や若者は大切な三条市民であり、必要なサポートをつくるのは、三条市の責任だという理念で事業を推進しています。

次に、各事業の説明をいたします。

スマートウェルネス三条の推進計画の目標は、①健康寿命を延ばす、②医療費負担の軽減です。そのために、歩くことを基本に健康を軸にしたまちづくりを進めています。その取り組みとして、健幸マイレージ制度を実施しています。これは、市民がイベントやボランティア活動に参加するとポイントがたまり、賞品がもらえる制度です。74歳までを現役世代と捉えて、歩いたり、自転車でいけるイベント、ボランティアなどで外出・交流機会を増やし、元気に暮らしていただくという事業です。

次に、子ども・若者総合サポートシステムは、乳幼児から35歳までの個々に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするために、市教育委員会に子育て支援課を設置し、推進しています。出生届を提出されたときに全ての子供にすまいるファイルを配り、子供の発育記録や支援計画など、保護者が記入でき、関係機関との情報共有もできるシステムです。このシステムは、中学校卒業後に引きこもりやニートになったとしても、学校にかわって関係機関と連

携しながら支援体制を続けるという取り組みです。これは、子育て中の保護者支援とともに子供や若者のさまざまな障害、非行、就労などの支援を総合的に行う事業です。今後、豊郷町にも必要な事業課題だと感じました。

以上で、文教民生常任委員会視察研修報告といたします。

佐々木議長

ご苦労さまでした。

続きまして、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長、報告願います。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

佐々木議長

西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の研修報告を行います。

去る7月23日、24日の両日にわたって、新潟県三条市・長岡市におきまして2常任委員会合同視察研修を行いました。

7月23日には、新潟県三条市におきまして、スマートウェルネス三条について研修を行いました。スマートウェルネスとは、少子高齢化・人口減少社会を踏まえ、健康寿命の延伸を目的とし、運動が日常生活の中で自然にできる仕組みづくりを行う構想です。歩きたくなる道、歩いて行きたくなる場所づくりを積極的に行っています。三条市では、中心市街地の高齢化率が市内で最も高く、商店街の閉店廃業店舗率も約30%と高かったことから、新規出店をサポートする補助金制度や中心市街地の道路を歩行者天国にして、年7回、イベントを行う三条マルシェ、戦前に建てられた歴史的建造物を活用した新規店舗の開設・運営の補助など、地域の特色を生かして町中のにぎわいを創出し、地域経済の振興に努力されてきました。特に、平成18年度から空き店舗対策として行っている新規出店者への改修費等の一部補助では、三条マルシェをきっかけに個性的な店舗があらわれるようになり、新規出店者が地域に長く愛される店づくりを行われるよう、平成24年度から創業スパイラルを構築し、創業に必要な経営の知識とノウハウを創業塾で学び、講師の指導のもと三条マルシェチャレンジショップに出店し、接客体験や市場調査を行い、創業後にも税理士等を派遣して、個別経営相談に乗るなど、廃業することがないようフォローを行っています。

7月24日には、長岡市において空き家バンク制度について研修を行いました。人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、空き家の増加を食いとめるため、住宅施策マスタープランで空き家の有効活用により定住促進を図ることを位置

づけ、取り組みを行っています。平成21年度、22年度の2年間で、市内全域の空き家の調査と所有者への意向調査を行った結果、登録希望された18件で空き家バンクがスタートしました。なお、事業については補助金を活用し、空き家情報の取材、ホームページの作成、PRについて業者委託を行っています。利用については所有者の登録の申し出を受けて、空き家の調査、確認を市が行い、ホームページ等で情報が発信されます。利用希望者には利用登録が必要で、希望に近い物件が登録された場合は、市から情報が提供され、意向が合えば所有者と利用希望者でマッチングを行い、当事業者間で交渉し、宅建業者を交えて契約する流れとなっています。現在の状況としては、物件登録が延べ121件、利用者登録が243件と圧倒的に利用希望者が上回っています。これまでの成約件数は60件で、毎日3件から5件程度の問い合わせがあるようです。

三条、長岡市の取り組みについて視察研修を行いました。高齢化や空き家の増加といった課題に対してさまざまな機関と連携して施策を実施されています。当町においても、今後、考えていかなければならない課題であると思います。以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長

ご苦労さまでした。

引き続きまして、西澤博一議会広報常任委員会委員長の報告をお願いします。

西澤博一議会広報

常任委員長

議長。

佐々木議長

議会広報常任委員会委員長。

西澤博一議会広報

常任委員長

皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会報告、また、研修報告をいたします。

議会だより第62号発行について、6月19日、7月2日、14日、30日の計4回、広報常任委員会を開催し、6月定例会、7月臨時会の記事について検討を行い、8月14日に各戸宛てに配付いたしました。今回、お忙しい中、サークルの寄稿をいただきました石畑いけばなサークル、豊郷謡曲同好会の皆様、ご協力ありがとうございました。

また、去る8月4日、5日に、兵庫県猪名川町・多可町議会を訪問し、視察研修を実施しました。研修内容としては、1、編集する上で重点を置いている事項、2、レイアウト工夫をしている点、3、写真撮影について、4、見出しのつけ方、5、住民へのPR方法、6、その他関連事項などについて、各広報委員会の取り組みを紹介いただき、意見交換を行いました。

猪名川町議会広報特別委員会では、各会派から選出された6名の委員で広報の編集を行っており、編集する上で公平・公正を心がけ、住民が読みやすいよう、できるだけ日常語を用いることや住民に特に関係の深い事柄を重点的に取り上げることが基本になっているとのことでした。また、レイアウトについては記事4割、見出しと写真4割、余白・イラストが2割を目標にし、各ページに記事に関連する写真を入れ、記事に適切な見出しをつけるよう工夫されました。表紙には、表情豊かな動きのある写真を使用することや企画ページに過去の一般質問の現状を記載するなど、住民の目を引く紙面づくりに努力されていました。

多可町議会広報特別委員会は、委員6名で編集を行っており、編集する上で幅広い読者に読んでいただけるよう難しい言葉は使わず、週刊誌のように手に取りやすい広報づくりをされていました。写真を通じて訴えられることが大きいと、動きのある写真を採用し、どのページにも大きな見出しをつけ、内容がわかりやすいよう小見出しをつける等の工夫もされていました。また、最新号では、町内の書道家に表紙のタイトルを書いてもらうなど、より関心を持ってもらえる広報づくりに取り組んでおられました。

両町の広報特別委員会の視察、意見交換を通じ、委員会で納得できるまで協議、検討を行っていることや、委員で役割分担を決めて編集に当たっていること、行政用語や議会用語をできるだけわかりやすく直し、読みやすくしていること、写真を担当委員が行事などに出向いて撮影し、委員全員で写真説明を検討していることなど、編集に当たって参考となる取り組みを学ぶことができました。今回の視察研修を踏まえ、1人でも多くの住民に読んでいただける議会だよりを目指して、編集に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、議会広報常任委員会報告、研修報告を終わります。

佐々木議長

ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6、議第52号平成26年度財政健全化判断比率について及び日程第7、議第53号平成26年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括して町長より報告を求めます。

伊藤町長

議長。

佐々木議長

伊藤町長。

伊藤町長

皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成27年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員

の皆さんには公私何かとご多用の中、ご参集を賜り心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

今期定例会には、平成26年度豊郷町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定案件6件をはじめ、平成27年度豊郷町一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算など、議案10件、条例改正1件、同意案件2件など計19件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第52号平成26年度財政健全化判断比率及び議第53号平成26年度公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

議第52号財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については、一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは、当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、平成26年度決算は実質赤字額が生じないため数値があらわれていません。連結実質赤字比率については、一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財政規模で除したものであります。平成26年度決算は、赤字額及び資金不足が生じていないため、数値があらわれていません。実質公債費比率については、平成17年度決算から公表しており、平成24年度は5.0、25年度は3.9、26年度は2.7%であります。この比率は、単年度だけではなく、平成24年度から平成26年度までの3カ年平均の数値であります。将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込み額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額の合計が、将来負担額を上回っているため数値があらわれていません。

次に、議第53号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。簡易水道事業及び下水道事業会計については、資金不足が生じていないため数値があらわれていません。

以上、報告といたします。

佐々木議長

これで報告は終わりました。

日程第8、議第54号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第54号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本町教育委員として教育振興にご尽力いただいております、嶋村恵美さんが本年9月30日をもって任期満了となります。嶋村さんにつきましては、人望も厚く、豊郷町の教育に情熱を持っておられますことから、引き続いて教育委員に任命するものであります。なお、任期については平成27年10月1日から平成31年9月30日であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第54号について採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり同意されました。

日程第9、議第55号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第55号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町職員懲戒審査委員の任期満了により、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任命しますのは、豊郷町大字上枝246番地、藤野吉忠さん、昭和20年2月7日生まれ。同じく大字安食西242番地2、横井保夫さん、昭和25年11月3日生まれ。彦

根市旭町2番28号、生駒英司さん、昭和32年2月20日生まれの3氏を引き続いて任命するものであります。なお、任期は本年10月1日から2年間です。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第55号を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。
よって、本案は原案どおり同意されました。
日程第10、議第56号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。
町長、提案理由の説明を願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第56号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

今回、2名の方を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。現在、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍いただいております、安田誠兵衛さんと浅居絹代さんが平成27年12月31日をもって任期満了となることから、引き続きお二人の方を推薦するものであります。安田誠兵衛さんは、平成22年から3期目、浅居絹代さんは、平成25年から2期目となります。なお、両名の任期につきましては平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間です。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第56号を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。
よって、本案は原案どおり推薦案に同意されました。
日程第11、議第57号町道路線の認定についてを議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第57号町道路線の認定についてご説明申し上げます。
大字沢地先の宅地造成に伴う開発道路1路線、並びに町道リーフ下枝4号線の路線延長を認定するものであります。
よって、道路法第8条第2項により、町道路線を認定することについて、地方自治法第96条の規定に基づく議会の議決を求めるものであります。ご審議のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

鈴木議員 議長、6番。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 今、提案説明があつて、この230の方は現在の延長だということで、現在の町道の路線の延長だということが今初めてわかったんですけど、町道路線の決め方について教えていただければと思うんですが、同じ場所でこの開発団地の迂回道路が230なんですね。その次の235というのは直線なんですね。よくわからんのは、町道の路線を認定するときどういう認定の基準があるのか。素人でいえば、これ、同じだから同じになるのちやうかなと思うのが1点なんです。
それから、これでいくと延長だからこうなるのかなと、今、説明でわかりましたが、迂回路が230で、直線路が235となるんですね。これも私なりに考えれば、今日、提案されているから、230、231とかそういうふうになるのかなと思うんですが、番号がどういう基準で打たれているのか、ちょっと

その2点、説明をお願いします。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、鈴木議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず1点目の路線の決め方でございますけれども、地図を見ていただきますと、230番、リーフ下枝4号線、これの延長という形で見ておりますけれども、基本的に路線は点と点、例えば起点があって終点、またそこから起点を始めるという基本的な考え方はしないという形が1点でございます。要するに、例えば町道が1本あります。そこから枝線で線的にここから始まるというのは基本的にやるんですけれども、起点から終点に向かって、例えば終点があります、そこからまた起点が始まるという考え方は基本的にやっていないんです。そういう意味で、今このリーフ下枝4号線というのは、旧の終点になっておりまして、そこから起点が始まってという外周道路という決め方をしないで、リーフ下枝4号線の延長として、この388を延長するものがございます、もう1本は2枚目の地図でございますけれども、これにつきまして、線と線を結ぶ点で点から点という形で起点、終点を決めております。

番号なんですけれども、235番、これにつきましては認定をした順番にやっておりますので、例えば字が飛んで認定していきますので、この最終の235、234というのがまた別のところであるという形で、順番に番号はつけさせていただいております。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 再質疑、鈴木君。

鈴木議員 町道路線の認定となっているが、正確に言えば町道路線の延長ということですか。提案説明は、路線の認定となっているから新路線かなというふうに、文章ではそうじゃないですか。町長の説明も課長の説明も延長なんだということですか。これは正確に言えば、これは町道路線の延長についてということですか、1つは。

地域整備課長 延長の認定です。

鈴木議員 延長の認定ということになるのかということを知っているんです。

もう1点は、その起点と終点はわかりましたけども、路線で言えばこういつてここで終わっているというんでしょ。素人考えで言えば、こういつてここをずっと回ってここが終点になるんじゃないかと思うんですが、それはそれで一応終わるんですか。これはちょっと学習したいので。こう回ってここまで来ないじゃないですか。むしろここで止まっている方がおかしいじゃないですか。直

線、曲線の論理で言えば。起点、終点の論理で言えば、こう回ってここで終わるのが一般的でしょ、一般的に言えば。だけど今ので言えば、ここで1回止まるわけです、終点で。そこからまた起点が始まるというのは、どうも数学の論理で言えば少し理解しがたいんですが、ちょっと説明をお願いします。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

一応、町道路線についてはぐるっと回ってくると、どこかで重複するような形になりますし、そういうような考え方でぐるっと回ったら一旦そこで切って、新たに路線を設けるという形ではよろしいでしょうか。

鈴木議員 延長なんやろ。

地域整備課長 延長の部分については、延長の認定という形でお願いいたします。

佐々木議長 再々質疑ありませんか。

鈴木議員 結構です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村君。

今村議員 この町道認定のリーフ下枝4号線とカルミアニュータウン中道線ですが、これは民間業者が宅地造成して、こういう新興住宅地をつくられて、そして、その道路部分の整備をした後に町に寄付行為という形でされているんだろうと思いますが、この町道認定ということになれば、町が維持管理をしていくわけですよ、全部。そういう民間宅建業者から道路部分の町に対して寄付があった場合には、町道にする場合の基準というのはどういうことで宅建業者と協議をして決定をしているのか、その基準と流れを教えてくださいたいのと、この造成地は県道松尾寺豊郷線というのとだんだん隣接してくるわけですけど、将来的にはこの道は分譲地に住んでおられる居住者の人が基本的にこの道を利用することが一番多いんだろうと思いますけれども、この造成が続くと、この町道延長というのが県道松尾寺の方まで延長していく見通しを町としては考えているのでしょうか。ちょっとその辺、今またいろんな新興住宅地とかできてきていますけれども、袋小路的になっているところとか、いろんな防災関係で考えた場合に、やっぱり町道の効率的な町内の配置というか、災害のためにもそういうのも必要だと思いますが、ここを認定した後に次はどういう構想になっているのかも説明してください。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目の町道の認定方法でございますけれども、宅地造成される業者さんが事前審査を持ってこられて、それに対して例えば地元の了解とか了承が得られているとかいろいろな手続きをされます。その中で開発になりますと、私どもは受付という形でさせていただいて、大きいものになりますと県の方に審査を委ねるといような形で行っております。

基本的には内規でございますけれども、町道認定を受けさせていただくのは4メートル以上の道がないと、それは町道認定しませんと、ここ最近でございますけれども、そういうような形で行っております。

その流れでございますけれども、そういうような審査が皆通って、工事も完成しました、それで完了届が出てきて県の検査を受けて初めてオーケーというような形になって、それ以降、町に寄付行為が起こるとい形で、それからうちが審査しまして町道認定に至っているという形でございます。

また、2点目でございますけれども、県道に延びる話につきましては、今のところ町としてその計画としてはありません。

以上です。

佐々木議長 再質疑ありませんか。

今村議員 結構です。

佐々木議長 それでは、ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12、議第58号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第58号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法に基づき、平成27年10月から通知カードが、平成28年1月から個人番号カードが交付されます。いずれも当初に交付される手数料については徴収しませんが、紛失等で再交付する場合、通知カード1件につき500円、個人番号カード1件につき800円を徴収するものです。また、個人番号カードの交付にあわせて平成27年12月で住基カードの交付が終了しますので、住民基本台帳カードの交付手数料を削るものであります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第58号を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第58号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 日程第13、議第59号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）から日程第18、議第64号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第59号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）及び議第60号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議第64号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までの各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第59号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）についてご説明

申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億339万円を追加し、歳入歳出予算総額を39億2,743万7,000円とするものでございます。

歳入では、地方特例交付金58万6,000円、地方交付税8,387万5,000円、県支出金903万円、繰越金6,128万円、諸収入76万円を追加し、国庫支出金617万8,000円、財産収入16万8,000円、繰入金373万9,000円、町債4,205万6,000円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費100万6,000円、総務費731万7,000円、衛生費2,491万9,000円、土木費857万4,000円、消防費1,139万円、教育費5,580万9,000円を追加し、民生費285万1,000円、農林水産業費277万4,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では8ページ、款8地方特例交付金58万6,000円の増額及び款9地方交付税におきます普通交付税8,387万5,000円の増額につきまして、7月29日付の平成27年度分の地方特例交付金の額の決定について、及び普通交付税の額の決定についての県通知に基づき増額を行うものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、総務費補助金のうち、地籍調査事業費補助金714万を9ページ款14県支出金項2県補助金、総務費県補助金に振りかえ措置を行うものであります。また、同項目で今回、滋賀県自治振興交付金事業におきます提案事業補助金といたしまして、県補助金100万円を計上したところです。

次に10ページ、款17繰入金、項1基金繰入金の財政調整基金繰入金374万8,000円を減額するもので、今回の補正予算に伴います歳入超過に対応しまして減額を行うものであります。

款18繰越金項1繰越金6,128万円の増額につきましては、平成26年度からの繰越金9,128万円とするものであります。

款20町債、項1町債の公営住宅建設事業債1,770万円及び学校教育施設等整備事業債3,270万円の減額は、今回の補正予算財源構成からそれぞれ減額を行うもので、また臨時財政対策債834万4,000円の増額は、5ページ第2表の地方債補正により臨時財政対策債の限度額の変更によります増額補正を行うものであります。

次に歳出では、款1議会費から款4衛生費まで及び款6農林水産業費、款8土木費、款10教育費の各項におきます節2給料、3職員手当等、4共済及

び 28 操出金の人件費の関係につきまして、人事異動等に伴います変動を調整しまして補正予算計上を行ったものです。

13 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、11 需用費の修繕費 86 万 4,000 円は、役場別館エレベーターの流量制御装置のオーバーホールと作動装置のクリーニング、ドリームバスのエアコンセンサーの修繕を行うものであります。目 10 地域づくり推進事業費の節 13 委託料 200 万円は、空き家実態調査による情報のデータ化の委託費用でございます。この事業は、歳入 9 ページでご説明いたしました、滋賀県自治振興交付金事業の提案事業補助金にて行うものであります。

14 ページ、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費の節 13 委託料 70 万 2,000 円は、軽自動車税の法改正に伴いますシステム改修及び開発のための委託料でございます。

15 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 人権対策費の 11 需用費の修繕料 125 万 3,000 円は、改良住宅高野瀬団地内集会所の玄関口修繕と玄関ドア修繕及び宅内配管の修繕を行うものです。

17 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費、節 15 工事請負費 2,046 万 1,000 円につきましては、豊郷町火葬場還浄殿の解体等及び駐車場整備にかかります工事費でございます。

18 ページ、項 2 清掃費、目 2 じんあい処理費の節 19 負担金、補助金及び交付金の 360 万 7,000 円は、彦根愛知犬上広域行政組合負担金として建設準備室運営管理費 9,000 円及び負担金として投棄場管理運営 359 万 8,000 円でございます。

20 ページ、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路橋梁費の節 13 委託料 60 万円は、道路改良工事の測量設計委託料を、また節 15 工事請負費 439 万 8,000 円は、みな川ファブリダム管理施設改良工事費、交通安全施設整備費事業としましてグリーンベルト整備工事費を計上したところでございます。

21 ページ、款 8 土木費、項 4 住宅費、目 2 改良住宅管理費の節 11 需用費の修繕料 736 万円を改良住宅修繕費として計上をいたしました。款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費の節 13 委託料の 176 万 9,000 円は、常備消防を委託しています彦根市消防犬上分署等の電気料金の値上げ及び消防署員の手当額の改正に伴う委託料の増額でございます。目 3 災害対策費の節 13 委託料 850 万 8,000 円につきましては、現在使用しております防災行政無線のアナログ方式の無線設備老朽化に伴い、デジタル方式の無線設備に移行する必要があることから、今後デジタル化による無線設備の整備を行うため調査を含

めた基本となる実施設計の委託料を提示したところでございます。

22 ページ、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費の節 20 扶助費 120 万 9,000 円は要保護および準要保護児童生徒援助費の増額を計上し、節 25 積立金は平成 26 年度一般会計繰越金 9,128 万円の 2 分の 1 相当額 4,568 万 2,000 円を学校教育施設整備基金に積み立てを行うものであります。

次に、議第 60 号平成 27 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,242 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 10 億 5,956 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 1,212 万 4,000 円、前期高齢者交付金 3,080 万 8,000 円、県支出金 262 万円、繰越金 2,274 万 1,000 円を追加し、療養給付費交付金 1,405 万 1,000 円、繰入金 181 万 4,000 円を減額するものであります。

次に歳出では、保険給付費 2,910 万 9,000 円、前期高齢者納付金等 2 万 8,000 円、基金積立金 1,137 万 1,000 円、諸支出金 1,354 万 5,000 円を追加し、総務費 162 万 5,000 円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 6 ページ、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金 931 万 5,000 円の増額、項 2 国庫補助金におきます普通調整交付金 262 万円の増額につきましては、療養給付費等の実績見込み額の算出による増額を行うものであります。款 4 療養給付費交付金 1,405 万 1,000 円の減額につきましては、平成 27 年度退職者医療交付金決定額の通知に基づき減額するものであります。款 5 前期高齢者交付金 3,080 万 8,000 円の増額につきましては、平成 27 年度前期高齢者交付金決定額の通知に基づき増額するものであり、次に 7 ページ、款 10 繰越金 2,274 万 1,000 円を増額するもので、平成 26 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計の繰越金が確定したことによるものであります。

次に歳出では、9 ページ、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 2,910 万 9,000 円を増額するもので、療養給付費の見込み額の算出により増額を行うものです。

次に、10 ページ、款 9 基金積立金、項 1 基金積立金 1,137 万 1,000 円の増額につきましては、26 年度繰越金の 2 分の 1 を基金積み立てするもの

であり、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,354万5,000円の増額につきましては、前年度療養給付費等負担金の確定による返還金であります。

議第61号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2,122万1,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金158万8,000円、繰越金143万1,000円を追加するもので、歳出では、総務費301万9,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金は人件費分の繰入金60万1,000円を減額するもので、項2基金繰入金が補正予算財源の調整から繰り入れを行うものであります。款6繰越金、項1繰越金143万1,000円の増額につきましては、平成26年度からの繰越金が確定したことから301万円とするものであります。

歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節25積立金については、平成26年度繰越金の301万円の2分の1の額150万5,000円を簡易水道施設整備等基金に積み立てを行うものであります。節27公課費については、消費税額に不足が生じます211万5,000円を今回補正計上するものであります。

議第62号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億4,064万1,000円とするものであります。

歳入では、繰入金317万7,000円、繰越金163万6,000円を追加するもので、歳出では総務費480万6,000円、下水道事業費7,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金は人件費分の繰入金4万2,000円を増額するものであり、項2基金繰入金は補正予算財源の調整から繰り入れを行うものであります。款6繰越金、項1繰越金163万6,000円の増額につきましては、平成26年度からの繰越金が確定したことから563万6,000円とするものであります。

歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節27公課費については、消費税額に不足が生じます367万1,000円を増額する

ものであります。目2維持管理費の節13委託料56万3,000円は、下水道事業計画策定業務委託料の増額であります。節15工事請負費104万8,000円につきましては、沢地先マンホールポンプ場施設制御盤移設工事であり、節19負担金、補助及び交付金332万9,000円の減額につきましては、流域下水道維持管理負担金の算定単価の変更によるものであります。節25積立金については、平成26年度繰越金563万6,000円の2分の1の額の281万8,000円を下水道維持管理基金に積み立てを行うものであります。

議第63号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億9,857万5,000円とするものでございます。

歳入では、保険料225万2,000円、使用料及び手数料2,000円、県支出金1万5,000円、諸収入1万円を追加し、繰入金417万4,000円、繰越金3,000円を減額するものであり、歳出では地域支援事業費17万3,000円、諸支出金227万6,000円を追加し、総務費434万7,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料特別徴収分211万4,000円の増額につきまして、現時点での調定額から、今後、今年度中の資格取得喪失見込み分等を勘案した算出額により増額を行うものであり、款7繰入金、項1一般会計繰入金417万4,000円につきましては、人件費の減額により減額するもので、次に歳出では8ページ、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金209万6,000円の増額につきまして、国費、県費支出基金の額の確定による返還金であります。

議第64号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5,685万2,000円とするものでございます。

歳入では、諸収入17万円を追加し、繰入金37万8,000円を減額するものであります。

歳出では、諸支出金17万円を追加し、総務費37万8,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款3繰入金、項1

一般会計繰入金 37万8,000円の減額につきまして、人件費の減額により減額するもので、歳出では6ページ、款1総務費、項1総務管理費 37万8,000円の減額につきまして、人件費の減額により減額するものであります。

以上、議第59号から議第64号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、議第59号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）のうち、最初は15ページで、先ほど町長から説明していただいたんですけど、この人権対策費の修繕料と樹木伐採委託料、もうちょっと詳しくどういう中身か担当課の方から説明してください。

それから、16ページの隣保館施設費の備品購入費についてももうちょっと説明してください。

それから、次に17ページの環境衛生費の火葬場等解体工事費、解体と駐車場を設置するというお話でしたが、これはいつぐらいから今年度の事業として着手されるのか。その駐車場というのは、どういう管理になるのか、どういう形にしていくのかちょっと説明をお願いいたします。

それから、20ページの先ほど説明がありました、道路橋梁費の町道路整備事業費と交通安全設備施設整備事業、これもちょっともう少し詳しく中身の内訳を説明してください。

そして、21ページの改良住宅の修繕料が736万、増額補正でされておりますが、この改良住宅の修繕料というのはどういう修繕の中身なのか、また対象団地の高野瀬団地、長池団地と改良住宅がありますけど、どこを対象にこの修繕料が上がっているのか、修繕の中身と両方で説明をお願いいたします。

そして、22ページの教育振興費の要保護及び準要保護児童生徒援助費ということで120万9,000円の内訳、今回増額されているということなので、当初予算の設定から上がってきているのはどういう状況なのか説明していただきたいと思えます。

それと、24ページの子3文化財保護費があるんですけども、ここで町指定文化財標識設置業務委託料並びに文化財維持管理補助金とあるんですけど、この町指定文化財標識設置業務委託料というのは、町指定の文化財はどのようなところにどういう標識をして、町指定というのが今現在、町の中でどんだけある

のか、具体的な中身を教えていただきたいのと、文化財維持管理補助金、この2万円というのはどこに対する補助金なのか説明をお願いいたします。

それが59号関連で、次は議第60号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）で、これは9ページの款2保険給付費、目1の一般被保険者療養給付費、ここで補正額が2,910万9,000円。これ当初予算4億7,149万8,000円から3,000万近い療養給付費の補正を今回返されておりまして、ここに至った背景はどういうのがあって、こういう増額補正になったのかを説明してください。

続いて、次は62号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、ここの6ページで、先ほど町長の説明では、工事請負費は施設整備、沢地先のマンホールを設置するというお話でしたが、ちょっと場所がわかりませんので、どこの場所でどういうのをつくりはるのか、ちょっと具体的な中身を説明してください。

そして、次、議第63号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。これにつきましては、5ページの歳入のところ、保険料、目1の第1号被保険者保険料というところで、現年度特別徴収保険料211万4,000円、また、滞納繰越分普通徴収保険料13万8,000円、この増額補正をした人数、それからどういう状況でこれが出てきているのか背景を説明してください。

以上です。

人権政策課長

議長。

佐々木議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

人権対策費、15ページの修繕料の中身と委託料についてのご質問がありましたので、修繕料の中身については高野瀬団地の入り口のポーチというか、階段があるんですけども、そこがもう車の搬入とかいろいろありまして崩れておりまして、利用者の方が大変危険だということで今回修繕をさせていただきますとともに、前の空き地の部分が下水道管が走っておるんですけども、そこがちょっと陥没をしておりますので、それに伴う下水道管の修復等を行う工事でございます。

それから、委託料につきましては、町有地の樹木の伐採という形で、要するに町有地にある桜の木とかいろいろ樹木があるんですけど、伸び過ぎまして、隣近所に迷惑をかけているというところが幾つかありますので、そういうところの樹木を委託で伐採していきたいというようなことでございます。

それと、隣保館費の備品購入費につきましては、今までそれぞれ自治会の方で除草なりをやっていただいておりますけれども、なかなか道具がないので何とかならないかということで幾つも在所で刈らんならんところがありますので、何とかできないかということで区の要望がございましたので、それに伴いまして、備品購入費で草刈機を導入してはどうかということで、今回補正をさせていただきますまして、皆さんで使っていただきたいということで、隣保館の方で常備をいたしまして、それを使っていただくという形で考えております。

それと、21ページの修繕費でございますけれども、改良住宅修繕費でございますけれども、これにつきましては、ボイラーが傷んで漏れているところとか、また玄関先、また床がもう大分たわんできているとかいう形の修繕の依頼が幾つか来ておりますので、その修繕を行うということでございまして、団地については長池、高野瀬、向台ということで、その3団地の方の修繕を行うという予定をしております。

以上です。

住民生活課長 議長。

佐々木議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

私の方では、17ページが目3環境衛生費の工事請負費の火葬場の解体工事費と整備費の関係でございますが、工事の時期でございますけれども、11月の下旬から12月の中旬にかけて工事をさせていただければなという思いをいたしております。そして、解体をいたしまして、駐車場ですが、一応、火葬場と会葬場の方が駐車場ということでアスファルトをさせていただいて、そしてあとの維持管理の関係もございまして、白線を引かずにアスファルトだけして、12個とめていただくというようなことを考えております。

以上でございます。

今村議員 誰があとを管理されるんですか。

住民生活課長 今、協議をさせていただいているんですが、三ツ池と関係いたします三ツ池、大町地区、そして、杉、日栄区の区長さんとちょっと協議をさせていただいて、できるだけ自主管理をいただくようお願いしているところでございます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 地域整備課の方から今村議員の質疑にお答えしたいと思います。

20ページの道路橋梁費、15工事請負費の町道路整備事業費と交通安全施

設整備事業費でございますが、まず、町道路整備事業費でございますけれども、これにつきましては、字の方からの要望事業でございます、三ツ池の防災道路線というところでございますけれども、側溝のかさ上げ工事を77メートルと、もう1つはお旅所がございますが、その周辺で水路の倒壊が見られていることから32メートルの道路側溝の改良をするものでございます。

それと、雨降野ファブリダムの移設工事に伴いまして、水道管が出てきております。その水道管の移設工事をみさせていただいております。あわせて320万8,000円。

それと、交通安全施設整備事業でございますけれども、これにつきましては、グリーンベルトが約320メートル、地先につきましては日栄でございます。グリーンベルトが320メートルと白線が230メートル、合わせて118万9,000円となっております。

以上でございます。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 失礼いたします。今村議員の質疑にお答えいたします。

22ページ、教育振興費、扶助費の120万9,000円の増額についてでございますけれども、当初見込んでおりました人数より12名が増えました。それに各費用を掛け合わせ、また新入学生等が8名おりますし、そこら辺も掛け合わせた額が120万9,000円となりました。よろしく願いいたします。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 今村議員のご質疑にお答え申し上げます。

私どもの関係は24ページの文化財保護費というところなんです。委託料につきましては、町指定の文化財の看板ということになります。これは昨年から地元になります四十九院の皆さんと協議をさせていただいて、町指定に上げさせていただいたのは鈴虫花という花であります。こういったものなんですけれども、これにつきましては日本で一番東の端に四十九院の3カ所に生息するというものでありまして、大変貴重なものであるということで、町の指定にさせていただきました。その看板代が20万6,000円、それと地元と協議をさせていただいて、お世話をしていただくということになりますので、そのお世話していただく補助として2万円を計上させていただいたものであります。

文化財につきましては、江州音頭、いわゆる観音盆も含めて扇踊り、日傘踊り。それと、阿自岐神社、唯念寺ということになりまして、今回が4つ目とい

うことになります。

佐々木議長 もう少しはっきりと答弁してください。

地域整備課長

(上下水道担当) 議長。

佐々木議長 藤野地域整備課長、上下水道担当。

地域整備課長

(上下水道担当) 今村議員さんの質疑にお答えさせていただきます。

議第62号の下水道事業特別会計補正予算の6ページ、維持管理費の工事請負費、施設整備費でございますが、これの工事を行わせていただきます場所につきましても、沢地先でございますが、アストパワーセンターさんのちょうど敷地の南北中間あたりにアストパワーセンターへの進入路がございます。その西側に樋之本への集落内に入って行く道路がございます。その道路を国道から下の方へ20メートル程度下がっていただきますと、ちょうどそのマンホールがございます。今回の工事につきましても、先に平成26年度におきまして、そのマンホールポンプの制御盤の移設の工事ということで上げさせていただいております。既に移設するための配管の埋設等につきましても、道路部分につきましてももう既に終了をしております。それで、昨年度、補正をさせていただきました中で、最終的にその移設場所を国道8号線の東側に移さなければならなくなりまして、それにつきましても国道の方との協議が必要となりました。そのことから遅延しております。今回新たにその国道に配線を敷設するための工事費として予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、議第60号国保の特別会計、9ページの3,000万近い増額の背景についてでございますが、当初見込んでおりました部分では、4,700万の当初予算に対して、今回4億7,000から5億ということで、増額につきましては当初、月額3,900万程度の療養給付費を見込んで当初予算を組んだわけでございますけれども、今年度実績により見込みでいきますと、5億円を超える見込みが出てまいりましたことから、今回、この部分についての増額補正をせざるを得なくなったということでございます。

また、63号、5ページの保険料の増額でございますけれども、まず、特別徴収の部分で当初予算9,748万1,000円で見えておりましたが、現在の調

定1,815人の中で、喪失または新規の加入者の部分を入れますと合わせまして、差し引き12名程度の増額が予想されます。その部分で211万4,000円の部分が出てまいりました。その部分についての増額が特別徴収で見込まれておるところでございます。

また、過年度分の13万8,000円の増額についてでございますけれども、現在の調定が134万9,000円の調定が出ておりまして、その部分で過去2年間の実績平均をとりまして、25%の徴収率を見ておりますと、差し引き33万7,400円程度の増額が見込めるということで増額をしたものでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再質疑ありませんか。

今村議員 結構です。

佐々木議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 私の所属していない委員会に係る分だけ。先ほどの文化財の件ですけど、3点ないし4点教えてください。

1つは、どういう花なのか。花か草かようわからんのですけど。まず、その品名ですね。

それから、日本で北限か南限か、僕ちょっとどちらかわからなかったんですが、日本の北限か南限かなんですね。つまり、これは非常に日本での北限か南限かであれば、今日、記者の方もおられますが、非常に重要な価値があるものだったんですが、まず北限か南限なのか教えてください。

3つ目は、どういう文化的価値があるのか教えてください。

4つ目は、なかなかうちの町、いろんな売り出す特色がありませんので、私はこれは町の財産になるのではないかと考えているのですが、単にこれはやっぱり町をあげてそういうようなものを保護していくという立場が必要だと思うんですが、単にそういう地元の人に管理をお願いするというだけで守っていけるのかどうか。私はその辺の価値も含めて、もっと重要視をしてきちっとした対策をしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、一応4点、お願いします。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答え申し上げます。

どういう花かということでありまして、名前は鈴虫花という名称の花です。これにつきましては、鈴虫の鳴くころに咲くといわれて名称がつけられたということになっています。これは日本のどのあたりになるのかということなんですけれども、本来であれば近畿地方より西の地域で、湿った土地に咲く花ということで、四十九院に咲いているものは北東端ということになります。北の東の端というところで。

鈴木議員 北限なんですか、南限なんですか。

社会教育課長 北限です。北東限というのか、北限ですね。

鈴木議員 日本の北限なんですね。自席で申し訳ないけど、大事などこなんで、日本の北限なんですかと聞いているんです。

社会教育課長 日本の北限。一応、天然記念物ということで、価値は非常に高いということになります。今後どういうふうにするのかということなんですけど、今後、地域の四十九院と協議をさせていただいて、その方向性も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

佐々木議長 鈴木さん、再質疑。

河合議員 資料は、課長が写真をさっき見せてたけど、いつも言うんやけど、そういうのがあったら配ってたらええねん。何でこんな資料があるのに出されへんのかわしは言いたい。事前に。自分だけ持っていて何にもならへん。その写真は現実に撮ってある写真なんやろ。

社会教育課長 そうです。

河合議員 そうですって、そういうことがわかっているなら、豊郷町の四十九院にこんな花が咲いていますとか、そしたら想定ができるはずやん。

佐々木議長 課長、今の申し出について。

社会教育課長 決算常任委員会です。

佐々木議長 出しますね。

社会教育課長 はい。

佐々木議長 じゃ、そういうふうに出してもらいまして、再質疑。

鈴木議員 私が思うのは、つまり日本の北限の花が豊郷町にあるということですよ。非常に大事な点だと思うんですよね。これをこれから協議して何とかじゃなしに、私が求めたいのは、町として積極的にこの花を保存、活用し、これをきちっと日本にも広めていくという積極的な、地元と協議をしてとかじゃなしに、これは町長に申し上げた方がいいのかもしれませんが、積極的なスタンスが必要ではないかということをお願いしたいのですが、その点はどうですか。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

これは以前から四十九院の皆さん方がずっと守っておられまして、マニアにとっては相当価値があるそうで、公表すると、道からちょっと入ったところですから、取られてしまう可能性があるということで、相当ちゅうちょされていたと。そういう形ですから、やっと四十九院の皆さん方も決断されたということで、そうするとやっぱり地元の皆さん方と協議せな、今日、マスコミの方がおられますけれども、相当対策をしてからでないと、公表すると、その間になくなくなったら。1カ所は施設の中、唯念寺の中にあるのは、これはどうもないんですけれども、ほか2カ所の場合は一般に誰でも行ける場所ですから、そういうこともありますので、そこらちょっと地元といろいろ協議して、今後進めてまいりたいと思いますので。ちょっと予算の方はああいう形で、立てた限りはきちっとどう対策するかは今後やっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

佐々木議長 再々質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第59号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を予算決算常任委員会に、議第60号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第64号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第61号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第62号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第59号を予算決算常任委員会に、議第60号、議第63号及び議第64号を文教民生常任委員会に、議第61号及び議第62号を総務産業建

設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたしたいと思います。10時40分まで休憩をいたします。この時計で10時40分です。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時43分 再開)

佐々木議長 それでは、再開いたします。

日程第19、議第65号平成26年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24、議第70号平成26年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第65号から議第70号までの平成26年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計歳入歳出決算認定を求めることについてご説明申し上げます。

平成26年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております。平成26年度決算概要並びに平成26年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきますので、どうかよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

佐々木議長 監査委員の審査の報告を求めます。

西澤博一君。

西澤博一監査委員 議長。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一監査委員 それでは監査報告をいたします。

町長より提出されました平成26年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、5特別会計決算書並びに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年8月10日から8月18日まで各担当課の説明を求め、監査を実施しました。監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査で

は監査調書に基づき税並びに使用料等の徴収状況と未納対応、各種団体への補助金等支出の再検証、公共工事・物品購入等に係る入札について重点的に審査を行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計ともに関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても誤りのないものと認められましたので、まずもってご報告をしておきます。

次に、決算内容ですが、まず本町の財政状況についてですけれども、決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入63億2,578万280円、歳出61億8,610万4,343円、差し引き1億3,967万5,937円となり、これは平成25年度よりも2,467万9,486円減でした。また、一般会計では、歳入40億9,994万2,422円、総予算額に対する収入率は98.5%、歳出は39億9,165万5,280円、総予算額に対する執行率は95.9%、差し引き1億828万7,142円でした。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は40.3対59.7となっており、全体としては2億4,708万円の減となっております。自主財源の占める構成比率は、前年度と比較すると1.7%減少しております。また、歳出において人件費、扶助費、公債費の義務的経費は17億2,719万4,000円で、歳出総額に占める割合は43.4%です。これは、前年度に比べて1億7,692万8,000円、11.4%の増となっています。内訳としましては、公債費は前年に対して1億4,286万9,000円、扶助費は2,115万5,000円、人件費が1,290万4,000円増加したことによるものです。投資的経費は、2億5,736万4,000円で、前年度に比べて3億7,502万4,000円、59.3%の減となっています。

また、本町の財政指標では財政力指数は0.402と前年度に比べて0.001ポイント、経常収支比率は84.2と前年度に比べて1.8ポイント下降しております。経常一般財源比率は99.4で、前年度に比べて5.0ポイント上昇しています。

次に、税及び税外収入の徴収については、平成26年度の税収入、税外収入の滞納額は2億3,924万円と、前年度と比較して1億2,892万4,000円と大幅に減少しており、一定の努力が見られます。そのうち、税収入における滞納は1億1,311万7,000円、55.7%減少し、税外収入についても1,580万7,000円、9.6%減少しています。今後も、これまでの研修、実践を踏まえて全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納

整理に努めていただきたいと思います。

不納欠損処分については、平成26年度に894万7,000円が執行されており、事務処理は適切になされていますが、地方税法等関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても町の強い姿勢を示して、改善するように一層検討を求めて報告をしておきます。

19ページからのむすびでは、本年度の監査で重点を置いた①税並びに使用料等の徴収状況と未納対応、②昨年度指摘した各種団体への補助金等支出の再検証、③公共工事・物品購入等に係る入札について記載しておりますので、時間の関係上、主な点についてのみ報告いたしますので、詳細についてはご一読を願います。

まず、税並びに使用料等の徴収状況と未納対応では、町税の滞納額は平成26年度に1億876万1,000円減少し、徴収率も94.7%と一定の成果を収めています。国保税滞納額については、前年度に比べて435万6,000円減少していますが、徴収率は80.6%と前年度に比べて1.2ポイント低下しています。税外収入においては、貸付金や下水道負担金などで滞納額が大幅に減少したことから、全体の滞納額が前年度に比べて1,580万7,000円減少しています。しかし、ほかの使用料において滞納額が増加傾向にあることから、滞納者の状況を適正に把握しながら、必要とあれば法的措置を実施するなど、滞納解消に取り組んでいただきたいと思います。

ほかの2つの項目については、むすびの記載をご覧いただきたいと思います。

今回の決算を踏まえ、今後一層、健全な財政運営を確立するべく、厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも公平・公正な徴収を一層進めることを求めるところであります。また、予算計上した事業の内容や目的について周知を図るとともに、責任ある事業執行に向け、町長を先頭に全職員が強い決意のもと一致協力し、町民の期待に応えられる行政サービスの推進と次年度以降を見据えた財政運営に一層取り組まれることを強く求め、平成26年度会計決算における監査報告とさせていただきます。

佐々木議長 ご苦労さまでした。

これより審査意見について質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員 はい。

佐々木議長 西山君。

西山議員 今の監査委員の報告書の中で意見書のむすびのところで、平成24年、25

年、26年度のむすびをずっと見させていただきまして、3点、4点、5点同じような文面がございます。そうした中で、ちょっと行政側にお尋ねしたいんですけども、1点目、「各種団体への補助金支出について、昨年度の決算監査において再検証を指摘したが、見直しについてより一層努力を行い、今後も各事業について毎年、検証を行ってもらい」と、これが今現在、26年度分で、平成25年度には「負担金、補助金及び交付金について、各種の事業に対する補助金の支出が見受けられるので、再検証をされたい」というような意見書でございます。それと、平成24年、25年の監査意見書には「財務規則の運用が形骸化しているので、原点に立ち返り、いま一度、財務規則の研修を必ず実施されたい」。「ここ数年間で多くの退職者が見込まれることから、現時点から事務の引き継ぎ等をおこなって、人材の育成に努められたい」。今年度に対しては、「検収日の日付等の記入が形骸化しているように思われるので、財務規則の意味を理解するとともに」ということで、あとのここ数年間の多くの退職者というのは同じ文面になっております。

それと、もう1点。「改良住宅譲渡について、今後も引き続き努力されたい」、また、「町営住宅関係の修繕については、修繕の基準を再検討の上、将来支出を考慮して明確にされたい」。このように意見書が出ておりますが、町長、このような文面をいかに行政の皆さんに研修されて、きちっとされているかというご意見をお聞かせ願いたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 私の方にこの質疑をされるのはちょっといかがなものかなと思いますけれども、監査委員さんの個人的な私見で最後の1ページは述べさせていただいたというように我々には報告いただいております。

それと、財務規則云々は最近はきちっと守られているけれど、1点も指摘がないのは何かもうすかっとやっているのと違うかと。そういうことのないように、若干日もずれることもあるん違うんかというようなお話も講評でされておられました。

それと、この公営住宅の修繕についてですけれども、これも講評をいただいたときに、担当課長を呼んでどういうわけやということで、そして、監査の事務の表現が、これはどういうことやと。監査委員さんは了解していただいたという話を聞いております。これは、新しい公営住宅の団地で最初からIHの調理器を据えつけてあるというのが、それが傷んだために改修をしたという、それがどうなるんかということで、普通、民間の場合ですと、そういうレンジと

か自分で設置して云々がありますけれども、公営の場合はこうやってきちっと最初から据えつけるために、これは入居者がかわってすぐ傷んだときも更新をしていかんならん面がありますので、そういうような経過でもありました。ただ、監査委員がおっしゃっていた財務規則違反はないけれど、ややもすると流れで、どう言うんですか、余りにもきちっとできてあるとちょっと疑わなければいけない面もあるさかいに、そこら気をつけてしっかりと日々の行政運営に努めていただきたいという、講評のときにご意見もいただきました。

特に職員の方も皆さん方のご存じのように、これからやっぱり退職者も出てきます。そうしますとやはり、若い方中心になってきますので、今からしっかりと事務の引き継ぎをして、そして行政事務に支障のないようにということで、そういうようなことを思っておりますし、特に今日も皆さん方の質疑で声が聞こえんというようにご指摘いただきました。この前の管理職員会議ではしっかりと大きい声で自信を持って説明せえというても今の状況です。月曜日からの一般質問では大きな声で答えてくれることを期待しております。期待していませんけれども、もし小さかったら皆さん方、しっかりと叱咤激励いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 ほかにございませんか。

議員 なし。

佐々木議長 それでは、次に各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、平成26年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書中、一般会計の決算につきまして総括的な質疑をさせていただきたいと思っております。4点、説明をお願いいたしたいと思っております。

まず1点目、財政運営状況についてなんですけれども、先ほどこの議会冒頭に町の財政健全化判断比率について報告をいただきました。それで、豊郷町の財政健全化判断比率、今回の26年度の実質公債費比率が2.7、またこれは将来負担比率の計算状況で見ますと、今回はマイナス9.4%ということで、マイナスなのでこの報告数値のところには数字は上がっておりませんが、2点お聞きしたいのですけれども、これは今回、平成26年度決算に対しての財政健全化判断比率が報告をされたわけですけれども、昨年、平成25年度の決算時の財政健全化判断比率でいきますと、実質公債費比率は、豊郷町は昨年は3.9、これは県下19市町の中で下から2番目でした。そういう中で今回はこれがさ

らに2.7に実質公債費比率が下がりました。この下がった主な要因は何でしょうか。それを説明してください。

そして、将来負担比率、これは早期健全化比率というのが350%、県下で一番将来負担比率の高いのは栗東市なんですけれども、そこで200%を超しているわけですが、うちの場合はマイナスということで、今年はさらにマイナスが25年度よりも伸びまして、マイナス94%。この計算方式でいきますと、その将来負担しなきゃいけない額に対して、町が持っている今後の収入見込みのある充当可能財源等をそれに対して引いた場合に、さらに余るということですよね。この26年度での計算時では18億2,565万3,000円、町は余剰財源が将来負担額よりも多いというのが、ここの計算で出ておりますけれども、今回さらに将来負担比率が下がっているということは、町は弾力性のある財政運営ができるということが、この指標からは明らかになっているんですけれども、この問題で豊郷町としては町財政運営に対して、この状態をつくってきたのは起債の繰上償還とか臨財債とかいっぱい一括償還してきましたので、そういった面で公債費が減ったというのも大きいと思いますが、これをどういうふうに関後、町民のために役立てていこうと思っておられるのか。町の財政運用姿勢を、ひとつ説明をお願いいたします。

2点目は、町の子育て支援事業についての26年度の決算の中から、町が子育て支援としてやった事業のうちで、学童保育運営事業、にこにこクラブ、ひまわりクラブ、それぞれ47人、37人ということですが、この26年度の学童保育運営事業の成果と今後の課題はどういうふうに関析されているのか。また、一時保育促進基盤整備事業、これも子育て支援の1つなんですけど、これについても26年度の成果、そして今後の課題について町の説明をお願いします。

それから、26年度から学校図書館の司書配置事業を事業化していただきましたけれども、この26年度のこの事業効果、どう関うふうな取り組みでなったのか、そして、今後の課題としてはどう関うことを考えておられるのか。

それともう1つ、隣保館でしていただいておりますバッチリスタディ教室、この事業ですね。中学校1年生、2年生、3年生を対象に週3回ですか、やっけていただいておりますが、この事業効果と今後の事業のさらなる課題というのはどう関うのがあるのか、担当の皆さんから説明をいただきたいと思関います。

続いて、3点目ですけれども、うちは改良住宅譲渡事業、これが26年度、切り離し工事をしたりとか、今年度も引き続き譲渡に向けた事業、大きな町の行政課題としてやっけていただいております。26年度の改良住宅譲渡事業の中

で、修繕料が1,383万6,973円とあるんですけれども、これはどういう修繕を26年度に、これと別に譲渡したところのいろんな切り離し事業とかそういうのはまた別途ありますが、これから譲渡が続いていきますので、修繕の基準というのが町としては、譲渡される前にどういう修繕は町がやるのか。やはり、もう長いことたっていますから、老朽化は事実しているんですよね。しているんですが、その基準というのがやっぱり明確にならないと、あの家はしてもらった、この家はしてくれなかったとか、そういう個々の入居者のそういったいろんな判断が変わってくるのではいけないので、26年度の改良住宅における修繕の中身と、どういうのを対処したのか、今後もどういう修繕をやっていくのかということを担当の方から説明をお願いしたいと思います。

次、4点目。環境にやさしいというか、そういった豊郷をつくっていただきたいということで、町としても太陽光発電設置事業に補助金をつけていただいたり、ごみの減量化ということでは生ごみ減量堆肥化事業に取り組んでいただいておりますが、この26年度のこういった事業成果と、それから今後の課題としてはまだ町としてはこういう分野が必要だとか、この事業でもこういうことがもっと必要なんだとかいうことの町の総括をお聞きしたいと思います。その4点についての説明を求めます。

以上です。

総務企画課長

議長。

佐々木議長

村田総務企画課長。

総務企画課長

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず1つ目の実質公債費比率の問題でございますが、今年の3.9から2.7%に減少しておりますけれども、これにつきまして現在、資料の分析といえますか、細かい中身はまだ全てはチェックできておりませんが、今村議員は多分、財政状況なり財政概要から数値で述べられたと思うんですが、当然この減少についてはこれが正しいかちょっとわからないんですが、一番大きなのは今年の臨財債につきまして2億3,502万256円を繰上償還しております。これが多少なりとも影響しているのかなとは考えております。ただ、臨財債ですので繰上償還できるもの、できないものがございますので、今後、臨財債の取り扱いにつきましてはもう少し検討をしてみたいと思っております。

それと、将来負担比率でございますが、これも一定、国の基準によってそれぞれの算定しておりますので、数字的には先ほど今村議員がおっしゃったように、マイナス9.4%というようなことも出てきます。これにつきましては、あ

くまで算定は国の数値でございますが、本町の状況で言いますとやはりそれぞれの公共施設等の関係もございまして、その公共施設の維持管理等も影響してくるかなとは考えております。それが、他市町と比較するのがなかなかしにくい状況でもあります。それぞれの地域の特性によって施設を設置しているということもございまして、比較はしにくいんですが、その辺も多少影響しているのかなと。要するに、直営でなく指定管理等そういう制度を使った場合について費用が削減できるというものもございまして、そういうことが考えられるのかなと思っております。

それと、今後の将来負担で今村議員がおっしゃることでは、今後どういう財政運営をするのか、どういう事業があるのかという今後のお話だと思います。当然、人口減少の問題が出ておまして、今年度、総合戦略を作成するという事で今現在、取り組みをしております。その中に今後の人口減少の問題も含めて、豊郷町がどういう事業に取り組むか、取り組んでいくのかということがその総合戦略の中に出てくるのかなと。それができました中で、今後どういった事業にどういった事業費が必要となるかというようなことを検討しながら、今後の町が支出します経費については、その計画の中で含めて検討をしてみたいと考えております。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員にご質疑いただきました、子育て支援に係る成果と課題という点について、私の方からは学童保育と一時保育、この2点についてお答えさせていただきたいと思っております。

学童保育ですけれども、成果につきましては年々預けたいと、学童の方という希望のニーズが高まっているところなんです。実績としましては、ここ何年か見てみますと、平成23年から見ましても71人、77人、そのあと74人、26年度は84人という形で年々希望される子供さんの数が多くなっています。これにつきましては、それぞれの家庭事情等あるかと思っております。お家の方でなかなか見られないという形で、また家の方に戻っても子供1人であるよりは友達と、という形の希望が上がってきているのかなと思っております。そういう希望を叶えられるようにということで、可能な限り受け入れをさせていただいておりますので、学童の成果としては一定あるものと思っておりますが、今後の課題としましては、やはりそこにかかわる指導員の資格者の増加という部分が、今後は必要かなと。人数だけの確保ではやはりあきませんので、資格者という形での対応をしたいということと、現状としまして、障害のある子供さんの希望というの

も上がってきています。こういう部分については、子供さんお一人に指導員1人がつくような形が実際として考えられますので、そういうことを今後は課題として考えていかなければと思っております。

それと一時保育の方ですけれども、こちらの方の実績としましては、かなり年によってばらつきがあります。26年度でしたら44人でしたけれども、その前が45人、その前99人、その前、23年度は118人というような形で、なかなか一定したような数字ではありません。希望があればいつでも預かれるということではないので、希望をいただいたときにはそのように預かる保育士さんの確保も必要で、なかなか現状として保育士さんの確保が難しいところなので、1人でも多くの方に入っていただく方、常時雇い入れはないので、入っていただく方の、対象となる方を1人でも多く確保したいというのが今のところです。

以上です。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 今村議員さんの図書館支援員の成果と課題というような形でのご質疑にお答えしたいと思います。

昨年26年度から新規事業として、この支援員さんを配置していただきました。ありがとうございました。小学校の方では両小学校とも週に2回ずつ、中学校で1回と派遣をしていただいています。その中で、昨年26年度1年間で豊郷小学校の方では84日間、支援員さんに行っていただきました。日栄小も同日です。中学校は半分の42日と、こういう形になっています。

そういう中で、授業あるいは休み時間に子供たちが図書館を活用するんですけども、豊郷小学校では2,356人の子供たちがその中で本と親しんだというようなことが出ています。日栄小も同じぐらいの数字で2,125名の子供たちが図書館へ行っているというような形で、貸し出しとかあるいは参考資料を調べたりというようなことをしています。中学校は若干少なくなりまして、週1ですので491名が図書館の方を活用したというような形になっております。そういうふうにして、図書館に行っても本を借りるといってもたくさんしているという形になります。

ただ、課題につきましては、特に中学校の方で昨日もちょっと中学校をのぞいたときに、ちょうど支援員さんがおられましてしゃべっていたんですけども、どうも中学校の方は部活動もあるし、いろんな形の中でちょっと人数が少ないなど、見るのが少ないなどというようなことを支援員の方もおっしゃって

ました。その中で、子供たちが身近に図書に触れるということで、廊下の片隅にでもそういうような分冊ということも考えていこうというようなことで今、検討をしていただいているというようなことです。もっともっと本に親しむ子供が増えることを願っていますし、またここらあたりは町の図書館との関連もまた考えていきたいなと思っています。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員さんのバチスタについてのご質疑にお答えいたします。

バチスタにつきましては、1年生がテスト前の3日間、2年生が毎週水曜日、3年生が火曜日と木曜日という形で英語、数学を中心とした学習を積み重ねるということで学力補充ということを狙って行っておりまして、成果といたしましては、家庭環境もありまして、放課後に学習するという習慣づけがなかなかできていない子供さんがやっぱりバチスタに来ることによって、疲れた中で帰ってきて、バチスタすることによって、学習習慣が身に着くということで、以前はバチスタに来た中でも暴れたり、机に座らなかつたりとかいう形でうろろしている子供さんがいたけれども、今は真剣に学習に取り組んでいる子供さんが増えていっているということで聞いております。

それから、課題につきましては、一応、一定の受講料をいただいておりますけれども、家庭環境の中でこの受講料さえもなかなか負担することが難しいという、行きたいんですけれども、その負担がということでおられますので、そういう形の方につきましては、生活自立支援の関係で何か施策ができないかなということで、今後この取り組みで考えていきたいなと考えております。

それともう1点、改良住宅の修繕の基準についてご質疑がありましたので、お答えしたいと思います。この修繕につきましては、漏水に伴う屋根、壁の修繕、または先ほど補正のときも申し上げましたけど、長年の経年劣化によりまして床がたわんだとか、へこんだとかいう修繕、それから、お風呂とか台所についての機材が壊れたというような形の修繕が主でございますので、そういう中で基準を持って修繕をしているところでございます。今、おっしゃられましたように、この家は修繕してくれた、この家は修繕してくれなかったというようなことのないように、一定の基準をもって修繕をしているところでございますので、ご理解をお願いします。

以上です。

住民生活課長 議長。

佐々木議長 上田住民生活課長。

住民生活課長

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

環境部門の中で生ごみの堆肥化事業の件についてご説明させていただきたい
と思います。

26年度につきましては、一応、会員制を導入しておるんですが、9字
で208名の会員さんに生ごみを出していただいております、生ごみの収集
量が32.4トンで、そのうち5.5トン、堆肥化をいたしております。

課題につきましては、もう少し処理に余裕もございますので、各字全て会員
さんになっていただけるようにPR等積極的に進めてまいりたいと思ってお
りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

地域整備課長

議長。

佐々木議長

夏原地域整備課長。

地域整備課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思ひます。

地域整備課で太陽光発電の補助をしておりますけども、環境という面で私ど
もは取り組んでおりませんので、リフォーム等事業という形でリフォームされ
るお家、またそれに付随して太陽光を乗せられるというような形で取り組んで
おります。今現在、26年度におきましては、太陽光2件、リフォームにつき
ましては23件という形でいただいております。

課題といたしましては、やはり年々、太陽光については減ってきているよう
に感じられます。件数は少ないんですけども、私が来た当時からいきますと5
件とか6件が昨年度は2件、この辺につきましては、消費税が上がったとかい
う問題が課題になっているのかなと、1つの問題かなと考えておりますので、
よろしくお願ひいたします。

佐々木議長

再質疑はありませんか。

今村議員

結構です。

佐々木議長

ほかに質疑はありませんか。

議 員

なし。

佐々木議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第65号平成26年
度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議
第66号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、議第69号平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について及び議第70号平成26年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第67号平成26年度豊郷

町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第68号平成26年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は予算決算常任委員会に、議第66号、議第69号及び議第70号を文教民生常任委員会に、議第67号及び議第68号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第25、請願第3号国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である今村恵美子議員に提案説明を求めます。今村議員。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 それでは、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書の提案説明を行います。

私たち中小業者は、地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティづくりに貢献しています。しかし、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の働き分は、所得税法第56条、「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていません。配偶者が年86万円、それ以外の親族は年50万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。第57条で一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ、必要経費に算入することができますが、これは税務署長の判断でいつでも一方的に取り消すことができる特例条項に過ぎません。

56条制定時から60年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2014年1月に全ての事業者に記帳が義務づけられたことで、記帳義務強化のための差別条項である56条存立の根拠も既になくなっています。

世界の主要国では、青色、白色の区別なく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、日本の56条は国連、女性差別撤廃委員会でも問題だ

と指摘されました。全国では約400自治体が働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害だとして、国に意見書を上げています。豊郷町でも一刻も早く、56条廃止を求める意見書を国に提出していただきますようよろしくお願いいたします。

そして、請願項目は、所得税法第56条の廃止を求める意見書を政府に提出していただくこと。

請願者は彦根民主商工会婦人部、代表者、部長、寺村多津枝です。

この意見書を豊郷町議会においても、業者夫人の皆さんの貢献をちゃんと税法の中でも平等に扱われるようにしていくために請願されていますので、ぜひ皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、請願第3号国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第26、発委第2号豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

西山勝議会運営委員会委員長、提案理由の説明を求めます。

西山議会

運営委員長 議長。

佐々木議長 西山勝議会運営委員会委員長。

西山議会

運営委員長 発委第2号豊郷町議会会議規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関しまして、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届けについて、新たに規定するものでありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

佐々木議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより発委第2号を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付いたしました日程表により審議される
よう、よろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時32分 散会)